

政策カルテ

1. 政策の位置づけと目標

主管課 **みんなでまちづくり課**

政策の柱	Ⅵ 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	取組の基本方向	「市民が主役のまちづくりを推進する」ため、市民・事業者・行政のパートナーシップの充実強化を図る「協働によるまちづくりの推進」、暮らしやすく魅力ある地域の形成を図る「地域主体のまちづくりの推進」、市民の意見をまちづくりによりの確に反映していくための「市民の市政への参画促進」に、重点的に取り組みます。
政策名	1 市民が主役のまちづくりを推進する	政策目標	市民の、まちづくり活動や、市政への積極的な参画によって、本市のまちづくりが進められ、市民が主役となってまちづくりが実践されています。

2. 政策を取り巻く環境と進捗状況

① 政策を取り巻く環境	国・県等の動向	国においては、地域主権による社会を実現するため、従来のように公共の領域の全てを行政が担うのではなく、市民や企業、NPOなど様々な活動主体が個性や強みを発揮しあい、協働して取組んでいくことが検討されており、また、栃木県においては、NPO等の民間団体の持つ発想とノウハウを活かし、協働により事業を行うことで「県民が協働する“とちぎ”」「地域が自立する“とちぎ”」づくりに取り組んでいる。	② 構成する施策に関する市民意識調査結果	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.協働によるまちづくり ◆ 2.地域主体のまちづくり ▲ 3.市民の市政参画 ● 	③ 政策の進捗状況	政策指標(単位)	H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	進捗状況(%)
	外部意見その他	平成21年9月議会において、要望・苦情についての対応状況やそれらを「改善提案」として捉え、市民サービスの向上や事務の改善・事務処理の適正化につなげることを指摘されているとともに、平成22年3月議会において、新しい公共、すなわち協働のまちづくりは、自治体行政にとって重要な課題であり、100年先も誇れるまちづくりを進めていくためには、必要不可欠な考え方であると指摘されている。また、地域からは、地域にとって裁量度の高い補助金制度の構築など、地域が自立的な活動を展開するための適正な行政支援が求められている。				指標① (総合計画に基づく指標)	市民のまちづくり活動や市政への参画によって、本市のまちづくりが進められていると感じている市民の割合	29.1	25.1	25.0			40.0
					指標②	市民活動サポートセンター登録団体数	488	532	562			—	—
					指標③								

3. 政策の評価

④ 現状と課題の分析	成果が見られる点	政策指標②については、年々増加しており、まちづくりの活動主体となり得る団体が増えている状況である。また、「地域主体のまちづくりの促進」については、地域まちづくり計画策定に向けた説明会を開催する中で、地域自ら取り組みに意欲を見せるなど、地域の理解が深まりつつある。	⑤ 今後の取組方針	総論	市民が地域のまちづくりに参加しやすくなるよう、生活に最も身近なまちづくり活動を行う地域コミュニティ等の活動に、地域で生活する住民の意見を反映させることなど、まちづくりへの参加を実感できるような取り組みを実施する。また、より積極的なまちづくり活動者を支援するため、NPO・地域・企業等の連携の促進やまちづくりに関するさまざまな情報の収集・発信、人材の育成などにこれまで以上に取り組む。
	改善の必要な点	政策指標①が前年比で横ばい状態であることから、市民活動や地域活動など能動的なまちづくり活動者を増やすための施策のみならず、市民が日常生活を営む中でまちづくりに関わられるような機会の創出が必要である。また、政策指標②は増加傾向にあるが、今後は活動の質の向上を図るための施策も必要である。		重点施策	「地域まちづくり計画」の策定を促進することにより、地域で生活する住民へのアンケートなどの実施や意見聴取の場を設けるなど、市民のまちづくりへの参加の機会を増やす。また、地域・NPO・企業等のまちづくり活動に関する情報の収集・発信や連携を促進する機能を強化するため、(仮称)まちづくりセンターを整備し、各まちづくり活動主体を支援する。

4. 政策を構成する施策一覧

No.	施策名	施策の達成状況				施策の二次評価		市民の意識		
		施策の指標(上段:総合計画に基づく指標) (下段:その他の指標)	H19:基準	H21	H24:目標	進捗状況	満足度	重要度		
1	協働によるまちづくりの推進	市民協働による実施事業数	217	253	270	93.7%	総論	市民協働のまちづくりの推進に向け、市民の意識醸成や協働の仕組みづくり、新たな担い手づくり等への取り組みが必要である。	15.9%	50.8%
		市民活動サポートセンター登録団体数	488	562	—	—	重点事業	まちづくり活動に携わる各主体の活動を促進するため、活動拠点として(仮称)まちづくりセンターを整備する。		
							見直し事業	連携促進事業の継続実施のため、市民活動サポートセンター事業として実施するよう見直す。		
2	地域主体のまちづくりの促進	地域まちづくり計画推進地区数	0	4	39	80.0%	総論	地域がより自主的かつ総合的な活動を展開できるよう、地域まちづくり支援の制度の再構築、支援策の体系化など、行政支援のあり方について引き続き検討していく。	17.6%	52.9%
							重点事業	地域ビジョン策定手法確立や実情に応じた支援策など戦略的展開方法を検討していく。		
							見直し事業	地域活動団体の実情に応じた、行政支援のあり方について検討する必要がある。		
3	市民の市政への参画促進	宮だよりの中での意見・要望・提案の割合(%)	68	70	80	87.5%	総論	市政への関心を高めるとともに、市民と行政の距離を縮め、参加しやすい環境を作ることが必要であり、事務事業の改善・拡大や、新たな事務事業の立案などに取り組む必要がある。	25.0%	58.7%
							重点事業	コールセンターについて、費用対効果を考慮し継続的運営ができるよう形態を検討していく。		
							見直し事業	社会情勢や技術革新を見極めながら、効果的で市民ニーズにあった情報提供を検討する。		